行政法 2 〈B19A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	牛嶋 仁・徳本 広孝
文責 (課題設題者)	亘理 格
教科書	指定 曽和 俊文・山田 洋 他『現代行政法入門』[第3版] 以降(有斐閣)

《授業の目的・到達目標》

行政法2は、行政救済法の概説を目的としています。

行政救済法は、国や地方公共団体等の誤った諸活動等によって自己の権利や法律上の利益を害され又は 害されるおそれのある者が、いかなる法的な手段や方法によって自己の権利や法律上の利益の救済を受け ることができるかを明らかにするための法分野です。

この科目の受講を通じて、受講生の皆さんは、国や地方公共団体等の誤った諸活動によって自己の権利 や法律上の利益を害されたと考えたときに、又は害されるおそれがあると考えたときに、どのような法的 な手段や方法を用いて自己の権利や法律上の利益を回復し又は守ることができるかについて、理解するこ とができるようになるでしょう。これが、この科目を受講する皆さんにとっての到達目標です。

《授業の概要》

行政救済法は、行政争訟法と国家補償法に分かれます。

このうち行政争訟法は、国や地方公共団体等の誤った活動それ自体を対象にした法的救済のための手段や方法に関する法分野です。この中には、既になされた誤った行政活動を是正することにより適正な状態を回復させ、又は適正な活動がなされるように義務付け、あるいは不適正な活動がなされるのを未然に防止するための様々な救済法制度が含まれます。行政争訟法は、行政組織の中のいずれかの機関に対して救済を求めて申立てがなされる行政不服審査制度と、裁判所による救済を求めて提起される行政訴訟とに区分されます。

他方、国家補償法は、国や地方公共団体等の活動によって損害や損失が生じたという場合において、当該損害又は損失を金銭等によって補填させ、償わしめることによって権利利益の回復を図ろうとする法分野です。国家補償法制度は、国家賠償と損失補償に区分されます。このうち国家賠償は、違法な国家活動等によって生じた損害について、国や地方公共団体等に賠償責任を負わせるための法制度です。これに対し損失補償は、それ自体は適法な国家活動によって一部の者が損失を受けたという場合において、国や地方公共団体等が金銭等により当該損失を補填することを求める法制度です。損失補償は、それ自体としては適法かつ正当な国家活動が原因となって生じる損失についてなされる救済だという点で、他の救済法制度とは性質の異なる法制度です。

行政法2の授業では、国や地方公共団体等の諸活動によって自己の権利や法律上の利益を害される者の権利利益を救済するための法的手段や方法を、以上のような幾つかの法制度に分けて解説します。

《学習指導》

行政救済法は行政法総論と並んで、行政法を構成する2つの支柱の1つです。行政法総論は、行政活動を共通に規律し支配する法原理や法規範を明らかにするのに対して、行政救済法は、そのような法原理や法規範に反する行政活動を是正し又は防止することにより、行政の適正性を回復することを目指しています。このような意味で、行政救済法を解説する行政法2は、行政法総論を解説する行政法1と表裏の関係にあります。したがって、この行政法2を学びながら、常に行政法1で学んだことを思い出して頂く必要があります。

また、行政法には、「法律による行政の原理」や行政行為の概念等のような行政法に固有の理論や概念がありますが、同時に、憲法や民法等、他の法学科目と密接な関係にありますし、また政治学や行政学とも共通面があります。その意味で、行政法には、他の諸分野を束ねた総合的学問という性質がありますので、関連する科目を幅広く受講して頂きたいと思っています。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

行政法 2 〈B19A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

処分取消訴訟の提起が適法と認められるために満たさなければならない要件(訴訟要件)には、いかなるものがあるか。そのすべての訴訟要件について、行政事件訴訟法の規定に言及しながら簡潔に説明しなさい。

第2課題【基礎的な問題】

現行法上、いかなる行政訴訟が、法定抗告訴訟として定められているか。そのすべての訴訟について、 行政事件訴訟法の規定に言及しながら簡潔に説明しなさい。

第3課題【応用的な問題】

直接型義務付け訴訟と申請満足型義務付け訴訟を比較対照し、それぞれの訴訟の提起が適法と認められるために満たさなければならない要件(訴訟要件)にはどのような違いがあるか、について論じなさい。

第4課題【応用的な問題】

国家賠償法1条1項に基づく賠償責任が成立するために必要な要件の1つである「違法性」の意味について、具体的に想定可能な例又は代表的な判例に言及しながら論じなさい。

〈推薦図書〉

藤田 宙靖	『行政法入門』〔第7版〕(2016年)	有斐閣
藤田 宙靖	『新版 行政法総論 下巻』(2020年)	青林書院
塩野 宏	『行政法Ⅱ一行政救済法』〔第6版〕(2019年)	有斐閣
宇賀 克也・交告 尚史 他(編)	『行政判例百選Ⅱ』〔第7版〕(2017年)	有斐閣
磯部 力・小早川 光郎 他(編)	『行政法の新構想Ⅲ 行政救済法』(2008年)	有斐閣